

児童虐待の現状と発見・通告の実際

2026/01/29

神戸市こども家庭センター

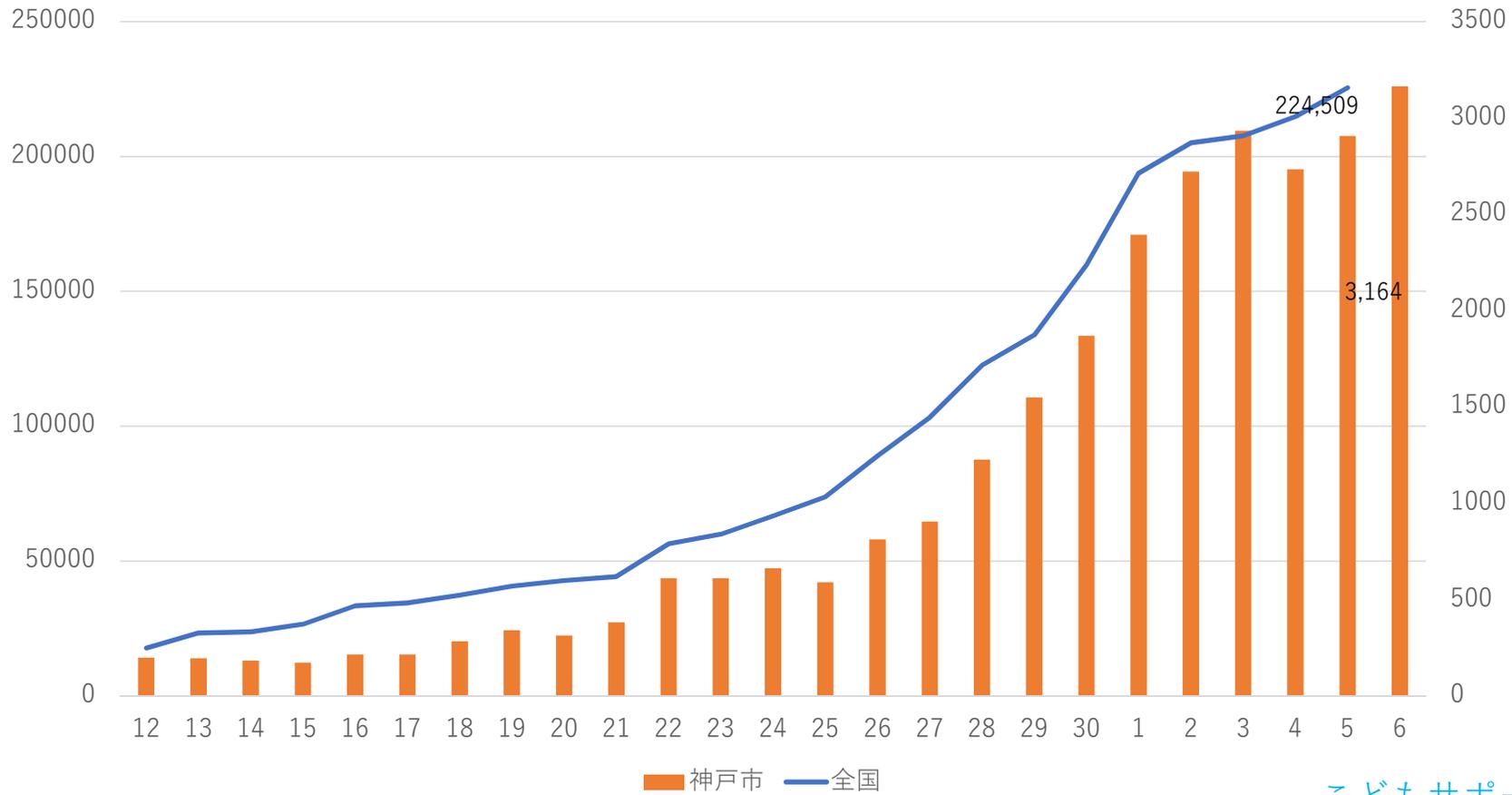
こどもサポーター研修



こどもがもっている権利

- たたかれたり、ひどいことを言われたりしない
- 毎日元気に、健康に過ごして成長する
- 保護者の人から育ててもらい、守ってもらう
- 自分の意見を言う、話を聞いてもらう

(1) 全国・神戸市の年次別・相談・通告件数の推移



(2)神戸市におけるこども虐待の状況

令和6年度の状況（令和5年度）

虐待相談件数 3,164件（2,906件）

【内訳】

身体的虐待	687件（22%）
性的虐待	22件（1%）
心理的虐待	1,872件（59%）
ネグレクト	583件（18%）

(3) 児童虐待とは

○児童虐待の定義

(児童虐待の防止等に関する法律第2条)

平成12年5月成立 (同年11月施行)

この法律において、「児童虐待」とは、**保護者**（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、現に監護するものをいう）がその監護する**児童**（18歳に満たないものをいう）について行う次にあげる行為をいう

(3) 児童虐待とは

身体的虐待

児童の身体に外傷を生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること

殴る 蹴る 首を絞める、
煙草による火傷 熱湯をかける
戸外放置 など

(3) 児童虐待とは

「体罰」は法律で禁止されています

令和元年6月に成立した児童福祉法等の改正法において、法定化され、令和2年4月1日から施行された

(3) 児童虐待とは

- 小学校からの通告
- 10歳 男児

- 本日、児童が登校時、右頬に痣を発見。
- 児童に聞くと、昨日、こけてテーブルにぶつけたとのこと。再度聞くと、泣いて、母に叩かれたと。
- よく公園で1人でいるところを見かけられている。

(3) 児童虐待とは
性的虐待

児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をすること

性交 性的行為の強要
性器や性交を見せる
ポルノの被写体にする など

(3) 児童虐待とは

ネグレクト

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること
保護者以外の同居人による前記の行為と、その行為を保護者が放置すること

食事を与えない
衣服や住居が極端に不潔
乳幼児を家や車の中に放置する
子どもが望むのに登校させない など

(3) 児童虐待とは

- 区こども家庭支援室からの送致
- 5歳 男児 3歳 女児

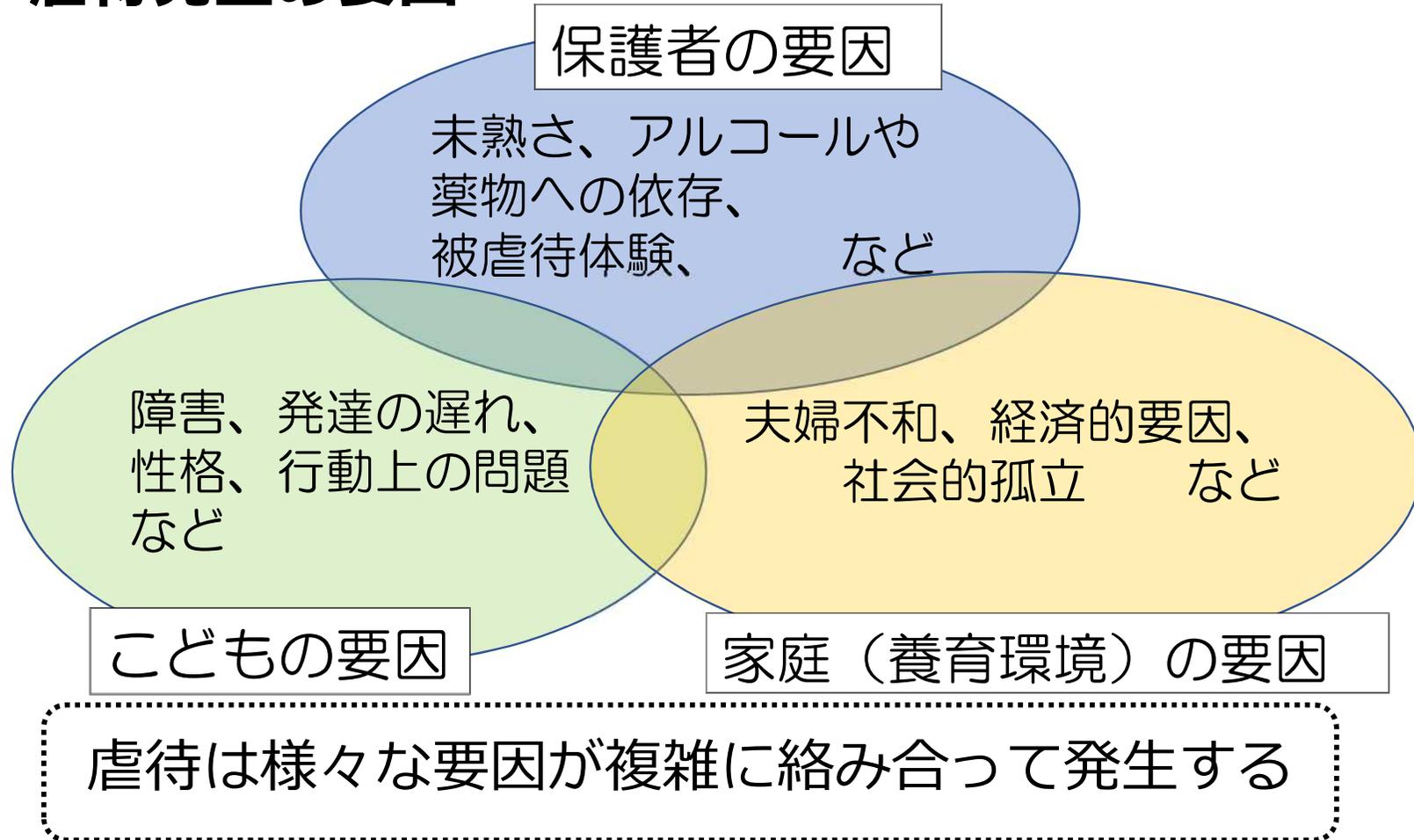
- 区に匿名の通報があり、母が夜間、こどもたちを置いて出かけている。通報者がこどもたちに聞いても、夜起きたら母がいなかった、怖かったと。
- 保育園も休みがち。登園したとしても、昼近いこともある。
- 衣服が汚れていることもあり、最近、痩せたか。
- 母に訪問しても会えない。

(3) 児童虐待とは 心理的虐待

児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

暴言 脅迫 無視
他のきょうだいと著しく差別する
DV（配偶者からの暴力）を見せる
など

(4) 虐待発生の要因



(5) 児童虐待の発見・通告について

○発見者の通告義務

- ・ 「要保護児童を発見したものは・・・（又は児童委員を介して）市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない」

（児童福祉法 25 条）

(5) 虐待の発見・通告について

○児童虐待の早期発見等

(児童虐待の防止等に関する法律第5条)

学校、児童福祉施設、病院・・・その他、児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、・・・弁護士、警察官・・・その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

(5) 虐待の発見・通告について

○児童虐待に係る通告

(児童虐待の防止等に関する法律第6条)

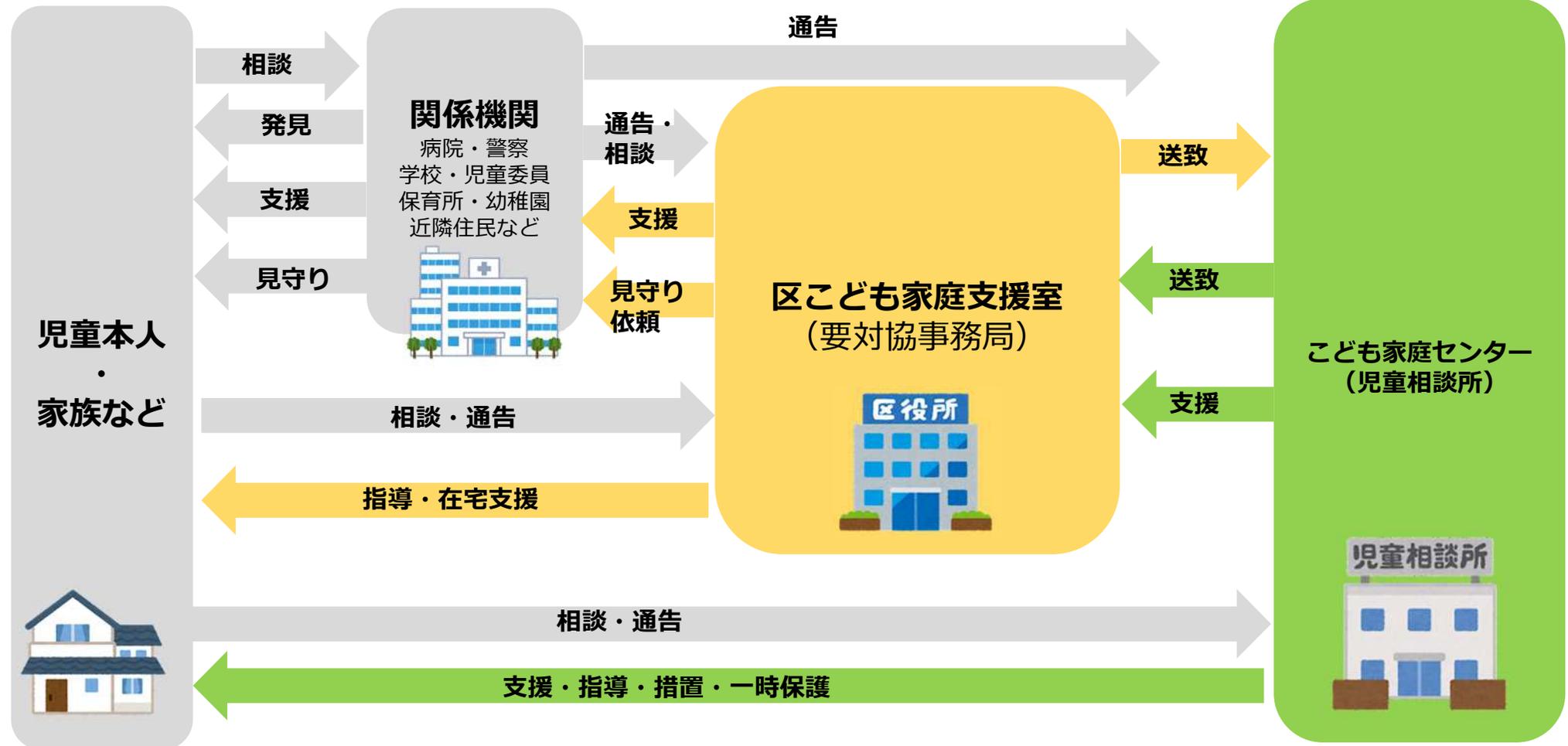
児童虐待を受けたと**思われる**児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

(5) 虐待の発見・通告について

○通告に際して

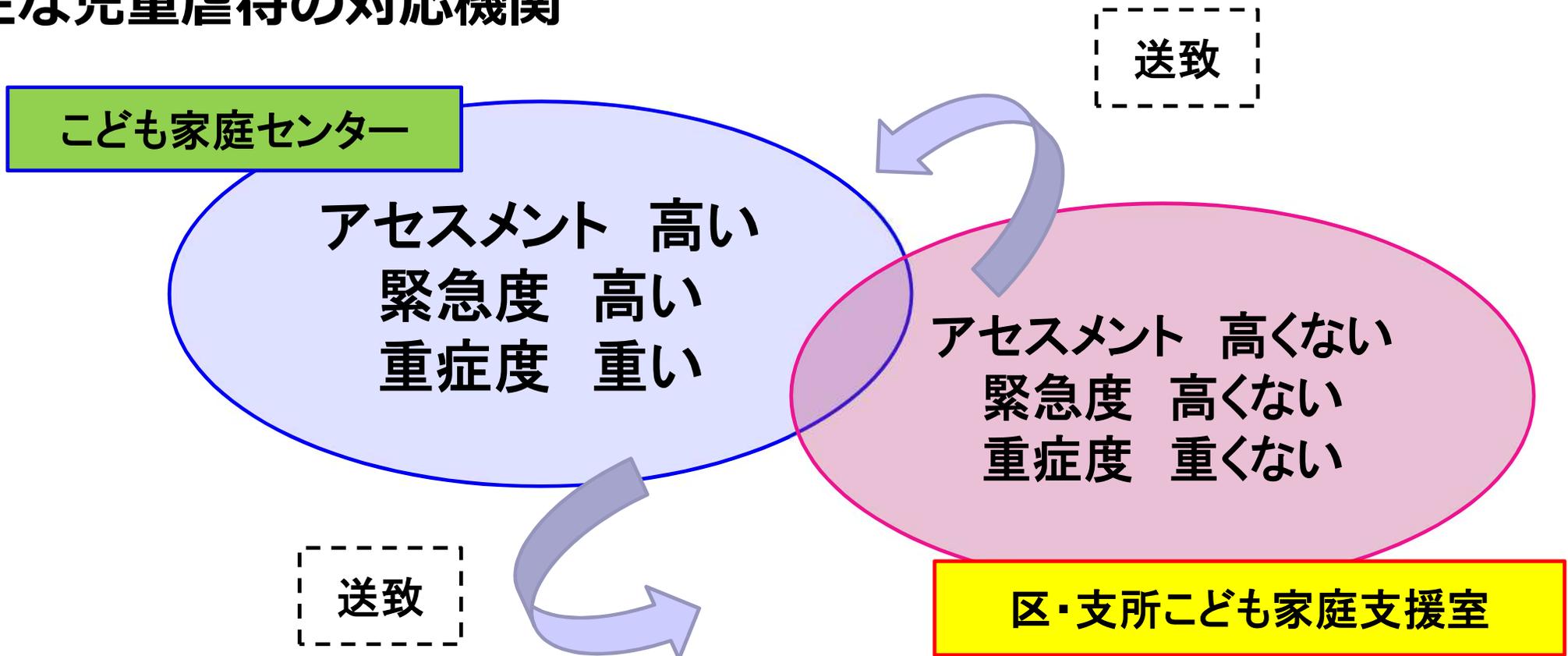
- ・ 虐待かどうかはこども家庭センターなど専門機関が判断しますので、**通告は迅速に行ってください。**
- ・ **通告者の秘密は守ります。**

(6) 児童虐待対応のしくみ



(6) 児童虐待対応のしくみ

主な児童虐待の対応機関



(7) 一時保護

○一時保護の目的

- ・ こどもの安全を確保するため
- ・ こどもの心身の状況、環境その他の状況を把握するため

(7) 一時保護

一時保護中におこなうこと

○こども

- ・面接 (CW・心理司) ・診察
 - ・発達検査 ・行動観察
- (警察や検察が面接する場合もある)

○保護者

- ・面談 ・家庭訪問 ・指導

○その他

- ・関係機関への調査
- ・環境調整 (サービス導入、見守り依頼、親族の協力など)

(7) 一時保護

一時保護の期間

- ・ 法律では2カ月以内
- ・ 調査や環境調整、指導等に要する内容によって期間が異なる
- ・ 1か月前後で家庭引き取りになることが多い

(7) 一時保護

一時保護後の家庭引き取り

- ・ よくある約束事
 - こども家庭センターへの継続通所
 - 児童家庭支援センターや保健師の訪問
 - 学校園への登校・登園
 - サービス導入
 - 関係機関同士の情報共有への同意
- ・ 所属機関（学校園等）への見守り依頼

最後に

- 「児童虐待」は、愛情がないということでは起こるわけではなく、保護者自身、こども本人、家族を取り巻く環境要因などが、多層的、複合的に存在し、家族だけの力では問題を解決できない状況の中で起こります。
- 児童虐待は、家庭の中で行われているため、まずは、学校園や地域の方の「気づき」が大切と考え、その「気づき」がスタートとなります。何か「あれっ？」と思ったら、その感覚を大事にしてください。
- 家族の問題を解決していくためには、こども本人と家族を支援し、力をつけていただくことが必要です。そのためには、児童相談所の介入、区役所と地域の支援が必要です。



こどもっと
K O B E

ご清聴ありがとうございました。